

控 除

控除名の数字は、申告書内の控除欄の数字と一致します。
※「控除額」は、市県民税の金額を記載しており、所得税の控除額とは異なります。

⑬社会保険料控除	あなたや生計を一にするあなたの家族(親族)が負担することとなっている社会保険料(国民健康保険税(料)、介護保険料、後期高齢者保険料、国民年金、農業年金等)を支払った場合 ○支払額の全額 ※家族(親族)が受け取る年金から天引きされる社会保険料は、年金を受け取った人の社会保険料控除となります。																				
⑭小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った下記の掛金がある場合 ・小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金 ・確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金 ・心身障害者扶養共済制度の掛金 ○支払額の全額 ※生計を一にする家族(親族)の掛金は控除できません。																				
⑮生命保険料控除	生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料がある場合 【生命保険料控除の計算】 (1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等【新契約】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td><td>支払額</td></tr> <tr> <td>12,000 円超～32,000 円以下</td><td>支払額×0.5+6,000 円</td></tr> <tr> <td>32,000 円超～56,000 円以下</td><td>支払額×0.25+14,000 円</td></tr> <tr> <td>56,000 円を超える場合</td><td>一律 28,000 円</td></tr> </tbody> </table> 「一般生命保険料控除(A)」「介護医療保険料控除(B)」「個人年金保険料控除(C)」 適用限度額はA、B、C各 28,000 円だが、合計適用限度額は 70,000 円となる。 $A(28,000 \text{ 円}) + B(28,000 \text{ 円}) + C(28,000 \text{ 円}) = \text{上限 } 70,000 \text{ 円}$ (2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等【旧契約】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td><td>支払額</td></tr> <tr> <td>15,000 円超～40,000 円以下</td><td>支払額×0.5+7,500 円</td></tr> <tr> <td>40,000 円超～70,000 円以下</td><td>支払額×0.25+17,500 円</td></tr> <tr> <td>70,000 円を超えた場合</td><td>一律 35,000 円</td></tr> </tbody> </table> 「一般生命保険料控除(A)」「個人年金保険料控除(B)」 適用限度額は従前どおりA、B各 35,000 円、合計適用限度額は 70,000 円となる。 $A(35,000 \text{ 円}) + B(35,000 \text{ 円}) = \text{上限 } 70,000 \text{ 円}$ (3)【新契約】と【旧契約】の双方について保険料控除の適用を受ける場合 一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方の支払保険料がある場合は、それぞれ次の合計額(ア+イ)が控除額となるが、適用限度額は 28,000 円となる。 ア 新契約の支払保険料は、上記(1)の表で計算した金額 イ 旧契約の支払保険料は、上記(2)の表で計算した金額 →次のページへ続く	年間支払保険料の合計	控除額	12,000 円以下	支払額	12,000 円超～32,000 円以下	支払額×0.5+6,000 円	32,000 円超～56,000 円以下	支払額×0.25+14,000 円	56,000 円を超える場合	一律 28,000 円	年間支払保険料の合計	控除額	15,000 円以下	支払額	15,000 円超～40,000 円以下	支払額×0.5+7,500 円	40,000 円超～70,000 円以下	支払額×0.25+17,500 円	70,000 円を超えた場合	一律 35,000 円
年間支払保険料の合計	控除額																				
12,000 円以下	支払額																				
12,000 円超～32,000 円以下	支払額×0.5+6,000 円																				
32,000 円超～56,000 円以下	支払額×0.25+14,000 円																				
56,000 円を超える場合	一律 28,000 円																				
年間支払保険料の合計	控除額																				
15,000 円以下	支払額																				
15,000 円超～40,000 円以下	支払額×0.5+7,500 円																				
40,000 円超～70,000 円以下	支払額×0.25+17,500 円																				
70,000 円を超えた場合	一律 35,000 円																				

⑮生命保険料控除	→前のページの続き (1)～(3)を図で表すと下表のようになります。 全体の合計適用限度額 70,000 円 【新契約】 一般生命保険料控除 適用限度額 28,000 円 介護医療保険料控除 適用限度額 28,000 円 個人年金保険料控除 適用限度額 28,000 円 【旧契約】 一般生命保険料控除 適用限度額 35,000 円 個人年金保険料控除 適用限度額 35,000 円 + 新契約と旧契約の双方で 保険料控除の適用を受ける場合 適用限度額 28,000 円 +																		
⑯地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合 <table><tr><th>区分</th><th>年間支払保険料の合計</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">(1)地震保険料</td><td>50,000 円以下</td><td>支払金額 × 0.5</td></tr><tr><td>50,000 円超</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">(2)旧長期損害保険料</td><td>5,000 円以下</td><td>支払金額</td></tr><tr><td>5,000 円超 15,000 円以下</td><td>支払金額 × 0.5 + 2,500 円</td></tr><tr><td>15,000 円超</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>(1)、(2)の両方がある場合</td><td></td><td>(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高 25,000 円)</td></tr></table>	区分	年間支払保険料の合計	控除額	(1)地震保険料	50,000 円以下	支払金額 × 0.5	50,000 円超	25,000 円	(2)旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払金額	5,000 円超 15,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500 円	15,000 円超	10,000 円	(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高 25,000 円)
区分	年間支払保険料の合計	控除額																	
(1)地震保険料	50,000 円以下	支払金額 × 0.5																	
	50,000 円超	25,000 円																	
(2)旧長期損害保険料	5,000 円以下	支払金額																	
	5,000 円超 15,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500 円																	
	15,000 円超	10,000 円																	
(1)、(2)の両方がある場合		(1)、(2)のそれぞれの方法で計算した金額の合計額(最高 25,000 円)																	
⑰寡 婦 控 除	次の(イ)または(ロ)に該当する人で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が 500 万円以下の人 (控除額 260,000 円) (イ)夫と離別後婚姻していない人で、扶養親族がいる人 (ロ)夫と死別後婚姻していない人																		
⑱ひとり親控除	次の(ハ)と(ニ)の両方に該当する人 (控除額 300,000 円) (ハ)婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子(総所得金額等の合計が 48 万円以下で、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限る。)を有する人 (ニ)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、合計所得金額が 500 万円以下の人																		
⑲勤 労 学 生 控 除	学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒または児童で、合計所得金額が 75 万円以下で、かつ不動産等の勤労によらない所得が 10 万円以下である人 (控除額 260,000 円)																		
⑳障 害 者 控 除	あなたが障がい者か、控除対象配偶者や扶養親族(年少扶養親族含む)が障がい者である場合 ○普通障がい者一人につき (控除額 260,000 円) ○特別障がい者一人につき(同居以外) (控除額 300,000 円) ○特別障がい者一人につき(同居) (控除額 530,000 円) ※身体障害者手帳1,2級／精神障害者手帳1級／療育手帳Aをお持ちの方は、特別障害者控除の対象になります。																		
㉑配 偶 者 控 除 ※「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、どちらか一方のみ該当します。	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)の令和6年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合 <table><tr><th rowspan="2">あなたの合計所得金額</th><th colspan="2">控除額</th></tr><tr><th>一般</th><th>老人</th></tr><tr><td>900 万円以下</td><td>33 万円</td><td>38 万円</td></tr><tr><td>900 万円超～950 万円以下</td><td>22 万円</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>950 万円超～1,000 万円以下</td><td>11 万円</td><td>13 万円</td></tr></table> 「老人」は 70 歳以上の方 (昭和30年1月1日以前生まれ) が該当	あなたの合計所得金額	控除額		一般	老人	900 万円以下	33 万円	38 万円	900 万円超～950 万円以下	22 万円	26 万円	950 万円超～1,000 万円以下	11 万円	13 万円				
あなたの合計所得金額	控除額																		
	一般	老人																	
900 万円以下	33 万円	38 万円																	
900 万円超～950 万円以下	22 万円	26 万円																	
950 万円超～1,000 万円以下	11 万円	13 万円																	

②②配偶者特別控除 ※「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、どちらか一方のみ該当します。	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が 48 万円を超え 133 万円以下の場合 控除額は配偶者の所得に応じて違いますので下表をご覧ください。 ○配偶者特別控除額			
	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 ～950 万円以下	950 万円超 ～1,000 万円以下
	48 万円超～ 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	95 万円超～100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超～105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超～110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超～115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超～120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超～125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
②③扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族（配偶者以外）で令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ○一般扶養・・・平成21年1月2日以後生まれの扶養親族を除く（控除額 330,000 円） ○特定扶養・・・平成14年1月2日から平成18年1月1日生まれの扶養親族（控除額 450,000 円） ○老人扶養・・・昭和30年1月1日以前生まれの扶養親族（控除額 380,000 円） ○同居老親等・・・昭和30年1月1日以前生まれで同居している直系尊属（控除額 450,000 円） ○年少扶養・・・平成21年1月2日以後生まれの扶養親族（控除額 0 円） ただし、障害者控除は適用され、市県民税の非課税判定の人数には含まれます。			
	あなたの合計所得金額が 2,500 万円以下の場合			
	合計所得金額	2,400 万円以下	2,450 万円以下	2,500 万円以下
	2,500 万円超			
	控除額	43 万円	29 万円	15 万円
②⑥雑 損 控 除	あなたや、生計を一にするあなたの家族（親族）が災害や盗難等にあい損害を受けた場合 ○（差引損失額－総所得金額等の 10%の金額）と （差引損失額のうち災害関連支出額－5万円）のいずれか多い方の金額			
	＜令和3年8月の大雨による災害を受けられた方へ＞ 雑損控除の適用を受けても所得金額から控除しきれなかった金額がある場合には、翌年分以後3年間繰り越して控除を受けることができます。なお、この繰越をするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。			
②⑦医 療 費 控 除	あなたや、生計を一にするあなたの家族（親族）の医療費を支払った場合 下記、<u>（1）または（2）のどちらか一方のみ選択</u>できます。			
	（1）従来の医療費控除 ○医療費実質負担額－（10 万円又は合計所得金額等 × 5%のいずれか少ない方の金額） ＝ 医療費控除額（最高 200 万円） ※医療費実質負担額とは、令和6年中に支払った医療費の合計額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた額です。			
	（2）セルフメディケーション税制 ○特定健康診査等を受けていて、対象となるスイッチ OTC 医薬品を購入し、年間購入額が 12,000 円を超えると、その超えた部分の金額が対象（上限金額：88,000 円）			